

○ 新型コロナの感染拡大と収束が反復する中で、**医療機関等においては、それぞれの機能・規模に応じた地域における役割分担の下、必要な医療提供を継続**することが求められており、二次補正予算等において、**それぞれの医療機関に対して以下の支援**を実施します。

※ 下記に加えて、医療従事者等への慰労金の支給、マスク・ガウン・フェイスシールド・手袋等の確保・配布、福祉医療機構による優遇融資の拡充等を実施

(例) 新型コロナ患者を受け入れる重点医療機関(新型コロナ患者専用の病院や病棟を設定)であり、新型コロナ疑い患者を受け入れる救急医療機関の場合 → 1、2①、3、4の支援対象
 新型コロナ患者・疑い患者を受け入れていないが、感染拡大防止の取組を行いながら診療を継続する医療機関の場合 → 5の支援対象

新型コロナ患者を受け入れる医療機関への支援

1. 診療報酬の特例的対応

- ・ 重症・中等症の新型コロナ患者への診療の評価の見直し*(3倍に引き上げ) 等

* 専用病床の確保などを行った上で新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行う医療機関であること。

2. 新型コロナに係る空床確保の補助 (確保病床及び休止病床に補助)

- ① 重点医療機関・協力医療機関 4/1～ ICU病床 30.1万円、HCU病床 21.1万円、その他病床 5.2万円
- ② 一般の医療機関(①以外) 4/1～ ICU病床 9.7万円、重症者・中等症者病床 4.1万円、その他病床 1.6万円

※ 重点医療機関:新型コロナ患者専用の病院や病棟を設定する医療機関、協力医療機関:新型コロナ疑い患者専用の個室病床を設定する医療機関

3. 重点医療機関等の設備整備の補助

- ・ 超音波画像診断装置、血液浄化装置、気管支ファイバー、撮影装置、生体情報モニター等

新型コロナ疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関への支援

4. 新型コロナ疑い患者の診療を行う救急・周産期・小児医療機関の院内感染防止対策

① 設備整備等の補助

- ・ 簡易陰圧装置、簡易ベッド、簡易診察室、HEPAフィルター付き空気清浄機、HEPAフィルター付きパーテーション、個人防護具、消毒経費等

② 支援金の支給

- ・ 感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用について、以下の額を上限として実費を補助
 - 99床以下 2000万円
 - 100床以上 3000万円
 - 100床ごとに 1000万円を追加
- ・ 新型コロナ患者の入院受入れ医療機関に対する上記の額への加算 1000万円

※ 4②及び5は、感染拡大防止対策に要する費用に限られず、感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用が対象(「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」は対象外)

例: 清掃委託、洗濯委託、検査委託、寝具リース、感染性廃棄物処理、個人防護具の購入等

地域医療の確保に必要な診療を継続する医療機関への支援

5. 医療機関・薬局等における感染拡大防止等の支援 (4②救急・周産期・小児医療機関への支援金と重複して補助は受けられません)

- ・ 感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用について、以下の額を上限として実費を補助
 - 病院 200万円 + 5万円×病床数、有床診療所(医科・歯科) 200万円、無床診療所(医科・歯科) 100万円
 - 薬局、訪問看護ステーション、助産所 70万円